



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年9月24日(火) 第9735号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○同	2
○同	3

■ 告 示

◎群馬県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	354号	太田市東矢島町935番の1地先から同市同970番の8地先まで	前	42.7	7.0
			後	49.5～50.0	7.0

◎群馬県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	金井高崎線	甘楽郡甘楽町大字金井字中町397番の1地先から高崎市吉井町片山字堰口328番の1地先まで	前	12.6～31.0	261.7
			後	12.6～38.6	261.7

◎群馬県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル

県道	下仁田軽井沢線	甘楽郡下仁田町大字西野牧字西井戸沢13379番の1地先から同郡同町大字同字同13373番の1地先まで	前	5.2~11.5	132.0
			後	5.8~18.3	132.0

## ◎群馬県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	山王赤生田線	館林市楠町字陣谷3765番地先から同市同字野木前3872番の1地先まで	前	7.8~33.5	544.0
			後	7.8~33.5 12.9~44.3	544.0 501.6

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111